

内部統制システム構築の基本方針

I. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 法令、定款及び社会規範を遵守するために企業行動指針を制定する。
2. 法令遵守を徹底するため、経営トップのリーダーシップの下、「財務情報の適正性」「コンプライアンス遵守状況」「適時開示の実施状況」等を点検、改善に努める。
3. 内部監査部門として内部監査統制室を設置し、法令遵守体制のチェックを行う。
4. 総務部が主管となって、全社・グループ各社への実践周知徹底に当る。
5. 法令及び定款違反を防止するため内部通報制度を運用する。
6. 社員が法令遵守するために社員研修等を継続して実施し啓蒙を図る。
7. 反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たず、反社会勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行わない。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役会規則、稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等。）に記録し、保存する。
2. 取締役、監査役並びに内部監査統制室長は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理規程に基づき業務別にリスクの洗い出しと対応策の立案を行っていく。
2. 実際にリスクが発生したときの対応については、グループ経営危機管理規程、自然災害対応規程などに従って取締役は損失の軽減に努める。
3. 取締役会はリスク管理に関する年度計画、部店計画を承認し、その計画の進捗状況の把握、改善策の指示を行う。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役は、社員が全社的に業務目標とすべきアクションプランを期初に策定し、部店長会議にてその浸透を図る。
2. 取締役はアクションプランの進捗状況を3か月に1回以上の頻度で確認し、状況に応じて必要な対策を打ち、経営の目標達成と効率化を実施する。
3. 通常の業務に関しては、「業務分掌規程」・「職務権限規程」に則り担当業務の明確化と権限の移譲が行われ、各レベルの責任者が業務を遂行する。

V. 当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は関係会社取締役会において各社の業務状況、決算状況等を四半期毎に報告させ助言指導する。「関係会社管理規程」に従って関係会社は重要事項について、当社にあらかじめ関係書類の提出、報告を行う。
2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
関係会社は損失の危険等が発生又は発生の恐れがある場合は、直ちに当社に当該内容・当社グループに与える影響等を報告することとしている。
3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び関係会社は、当社グループの中期経営計画を策定し、社員への周知徹底と進捗管理を行う。
4. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は関係会社担当役員を任命し、法令遵守、リスク管理の充実を横断的に推進する。具体的には、関係会社役員研修会等において、グループ全体で業務の適正を確保するための体制を構築する。また、当社内部監査統制室は関係会社の内部監査も実施し、結果と改善策を当社取締役会において報告する。

VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くことができる。監査役は、当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
2. 当該使用人が監査役の職務を補助するために行う業務については、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
3. 当該使用人の異動、評価等は監査役会の同意を得るものとする。

VII. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人は次の場合、監査役会又は監査役に報告するものとする。
 - (1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

- (2) 重大な法令違反、定款違反があるとき
 - (3) 会社の重要な業務執行をするとき
 - (4) コンプライアンス上重要な事項が発生したとき
2. 当社及び子会社は監査役会又は監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととする。
 3. 内部監査統制室長は、内部監査の監査報告書を監査役会又は監査役に回覧する。

VIII. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は監査役監査基準に則り、代表取締役社長、各取締役、関係会社社長及び会計監査人との意見交換を行い、また、取締役会・部店長会議・情報開示委員会・関係会社取締役会などに出席して必要に応じて意見を述べる。
2. 監査役は上記のほか、内部監査統制室長及び子会社監査役との連携を図っていく。
3. 取締役は重要な決裁書類等については監査役に回付する。
4. 当社は監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

以上